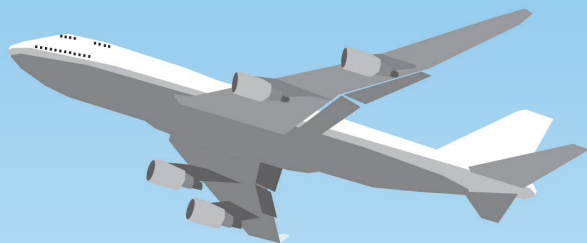


住宅防音工事の申請手続きについて



那覇市 環境部 環境保全課

はじめに

平成27年5月1日付で告示された国土交通省告示第623号により、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第8条の2の規定に基づき、那覇空港周辺の区域で新たに騒音対策区域（第一種区域：3ページ参照）が指定されました。

このパンフレットは、新たに指定された区域で平成27年5月1日現在所在している住宅の所有者又は居住者の方へ、防音工事のあらましと補助申請の手続き等を知っていただくために、その内容をわかりやすくご紹介するものです。

もくじ

1	新たに指定された騒音対策区域(第一種区域) . . .	3
2	住宅防音工事とは	4
3	補助を申請する場合の注意	7
4	申請手続きの流れ	8
5	補助限度額及び自己負担額について	9
6	住宅防音工事実施スケジュール	10
7	設計監理業者及び工事請負業者の選定	11

2 住宅防音工事とは

住宅防音工事とは、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、騒音対策区域（第一種区域）の指定日現在、所在する住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的として、防音サッシの取付、換気設備や冷暖房設備を設置する工事で、当該住宅の所有者等が防音工事を行う場合、当該工事に必要な経費の全部又は一部が補助されます。

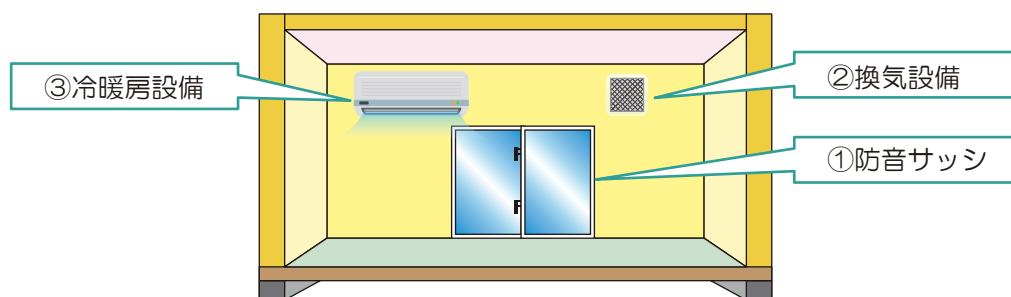
■遮音計画（平成 27 年5月1日付で新たに指定された騒音対策区域）

騒音の程度 時間帯補正等価騒音レベル(Lden)	計画遮音量
62デシベル以上66デシベル未満の第一種区域	20デシベル以上

※ Lden（エルデン）とは、1 日当たりの騒音の影響度を表す単位で、航空機騒音に係る環境基準の評価指標です。

※ 計画遮音量は、防音工事によって 20 デシベル以上遮音できることを見込んでいます。

■対象工事（木造、RC 造共）



施工部位 / 機器類	施工内容
① 防音サッシ（外部開口部）	・防音サッシ（T 1 性能）の取付
② 換気設備	・各メーカーにおける標準品の設置
③ 冷暖房設備	・各メーカーにおける標準品の設置
④ その他	・その他上記防音工事に伴い必要な工事

※ T1性能：遮音性能T-1（25 等級線）を満たすこと

■防音工事対象室数等

防音工事対象室数等は、居住人数に応じて下記の表で掲げる室数以内となります。

（居住人数とは 1 世帯あたりの住民票謄本に記載のある人数になります）

居住人数	1 人	2 人	3 人	4 人以上
防音工事対象室数	2 室	3 室	4 室	5 室
防音サッシ工事	2 室	3 室	4 室	5 室
換気設備工事	2 室	3 室	4 室	5 室
冷暖房設備工事	1 室	2 室		

(1) 防音サッシ（外部建具）工事

■工事実施条件

対象室の既存換気設備が、設置後10年を超えていることが条件です。

また、「防音工事対象室」の既存サッシの性能や状態等によっても、防音サッシ工事が実施可能であるか否かが決まります。

※ 設置後10年を超えているか否かの確認例

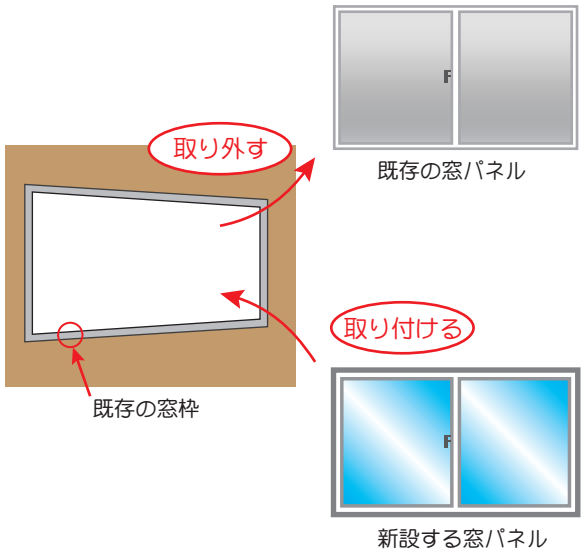
- ・ 既存サッシに記載の製造年シール
- ・ 固定資産証明書等（建築年月日がわかるもの）

■工法の紹介

防音サッシに取り替えるための工法について紹介します。

申請者のみなさまが選択する設計監理業者と相談していただき、工法を決定してください。

工法	①内窓工法（インナーサッシ）	二重の扉となります。  既存の窓枠・窓パネル 増設された窓枠・窓パネル
概要	窓を1枚室内側に増設し、二重サッシ化する工法	
メリット	・ 工事期間が短い（1～2日程度） ※ 発注期間を除く ・ 施工中の騒音が少ない ・ 施工中の粉じんが少ない ・ 室内外の仕上げ補修が不要 ・ 開口面積が変わらない ・ 外部足場が不要 ・ 既存窓枠が健全である必要なし ・ 断熱性能が向上する	
デメリット	・ 二重サッシのため、出入りの際、2度扉を開閉することになる ・ 和室には不向き	
経済性	・ 工事費が比較的安く、自己負担が発生する可能性ほぼなし	
工法実施条件	・ 特になし	

工法	②リサッシ工法（窓パネル交換）	 既存の窓枠 既存の窓パネル 新設する窓パネル
概要	既存の窓枠をそのままに、窓パネルのみを交換する工法	
メリット	・ 工事期間が短い（1～2日程度） ※ 発注期間を除く ・ 施工中の騒音が少ない ・ 施工中の粉じんが少ない ・ 室内外の仕上げ補修が不要 ・ 開口面積が変わらない ・ 外部足場が不要	
デメリット	・ 既存窓枠が健全である場合に限られる ・ 取付後10年以上の窓パネルは在庫がない場合がある	
経済性	・ 工事費が比較的安く、自己負担が発生する可能性が低い	
工法実施条件	・ 特になし	

工法	③カバー工法	新設した窓枠が外壁から、少し張り出します。  既存の窓枠  作業途中のため ガムテープで養生 新たに設置した窓枠。既存の窓枠に被せています。
概要	壁を壊さずに既存の窓枠を残し、内側に新しい窓枠を取り付ける工法	
メリット	・ 工事期間が短い(1～2日程度) ※ 発注期間を除く ・ 施工中の騒音が少ない ・ 施工中の粉じんが少ない ・ 室内外の仕上げ補修が不要	
デメリット	・ 開口面積が多少狭くなる ・ 既存窓枠が健全である場合に限られる ・ 外部足場が必要な場合がある ・ 事前に設置後の見た目を考慮する必要がある	
経済性	・ 工事費が高くなり、自己負担が発生する可能性が高い	
工法実施条件	・ 建物の高さやサッシの耐風圧性能等により制限あり	

工法	④はつり工法	既存の窓枠を取り外すために窓枠まわりのモルタル等を削ります。  新たに設置する窓枠  削り取った部分をモルタルで詰めて塗装します。 打放し等の建物だと、塗装ができないため工事の跡が目立ちます。
概要	既存の窓枠周りのモルタルをはつり壊し、新しい窓枠を溶接して取り付ける工法	
メリット	・ 開口面積が変わらない ・ 既存窓枠が健全である必要なし	
デメリット	・ 工事期間が他工法より長い ・ 施工中の騒音が大い ・ 施工中の粉じん養生が必要 ・ 室内外の仕上げ補修が必要 ・ 外部足場が必要な場合がある	
経済性	・ 工事費が高くなり、自己負担が発生する可能性が高い	
工法実施条件	・ 特になし	

(2) 換気設備工事

■ 工事実施条件

対象室の既存換気設備が、設置後6年を超えていることが条件です。

また、「防音工事対象室」の既存換気設備の性能や状態等によっても、換気設備工事が実施可能であるか否かが決まります。

※ 設置後6年を超えているか否かの確認例

- ・ 既存サッシに記載の製造年シール
- ・ 固定資産証明書等（建築年月日がわかるもの）

(3) 冷暖房設備工事

■工事実施条件

対象室の既存冷暖房設備が、設置後6年を超えていることが条件です。

また、「防音工事対象室」の既存冷暖房設備の性能や状態等によっても、冷暖房設備設置工事が実施可能であるか否かが決まります。

※ 設置後6年を超えているか否かの確認例

- ・ 既存冷暖房設備に記載の製造年シール
- ・ 固定資産証明書等（建築年月日がわかるもの）

3 補助を申請する場合の注意

■ 工事の補助は、先着順となりますが、12月末に工事の完了が見込めるものを受付いたします。事前相談等で判断させていただきます。

■ 希望者が多い場合は予算等に限りがあるため、次年度以降の工事、補助申請になる場合があります。

■ 設計監理業者により実施していただく「設計書等」の作成、提出業務に対する補助金は、工事が適切に完了したと認められた場合に限り、支払われることをご了承ください。

■ 工事を途中で中止する場合、それまでに要した設計監理費や工事費などの費用は、申請者であるみなさまの負担となりますので、十分にご注意ください。

（工事が適切に完了したと認められた場合に限り、設計監理費及び工事費の補助金が一括で支払われます。）

■ 補助事業の性格上、原則、申込から工事完了及び請求書の提出までの手続きを2月末までに完了する者にのみ補助する規定となっていることから、遅れた場合、それまでに要した設計監理費や工事費などの費用は、申請者であるみなさまの負担となることがありますので、十分にご注意ください。

また、工事に着手した後、工期が12月31日を越えると見込まれる場合、出来高や進捗状況などを記載した遂行状況報告書を事前に提出していただくことがあります。お早めにご相談ください。

■ 工事の補助は、例年実施されておりますが、増設滑走路供用開始後の適切な時期に騒音実態調査を行ったうえで対象区域の見直しを検討する可能性があり、その結果によっては騒音対策区域が縮小され、補助事業が終了となる場合があります。

～共同住宅のみなさまへ～

■ マンションやアパートなど共同住宅にお住まいのみなさまは、所有者や管理組合等が取りまとめて一括で申請するようお願いいたします。

取りまとめて工事をする事で、自己負担額が発生しない、または、軽減する可能性が高くなりますので、是非、ご検討ください。

ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします



4 申請手続きの流れ



詳細なスケジュールは10ページをご覧ください。

5 補助限度額及び自己負担額について

下記の表のとおり限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。
また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。

なお、防音サッシの取付工事の工法によっては住民負担額が発生しない、または軽減する可能性がありますので、5・6ページの「(1) 防音サッシ(外部建具) 工事」の「工法の紹介」も参考にしてください。

【設計監理費】 ※令和7度の額を記載しています。

(単位: 円)

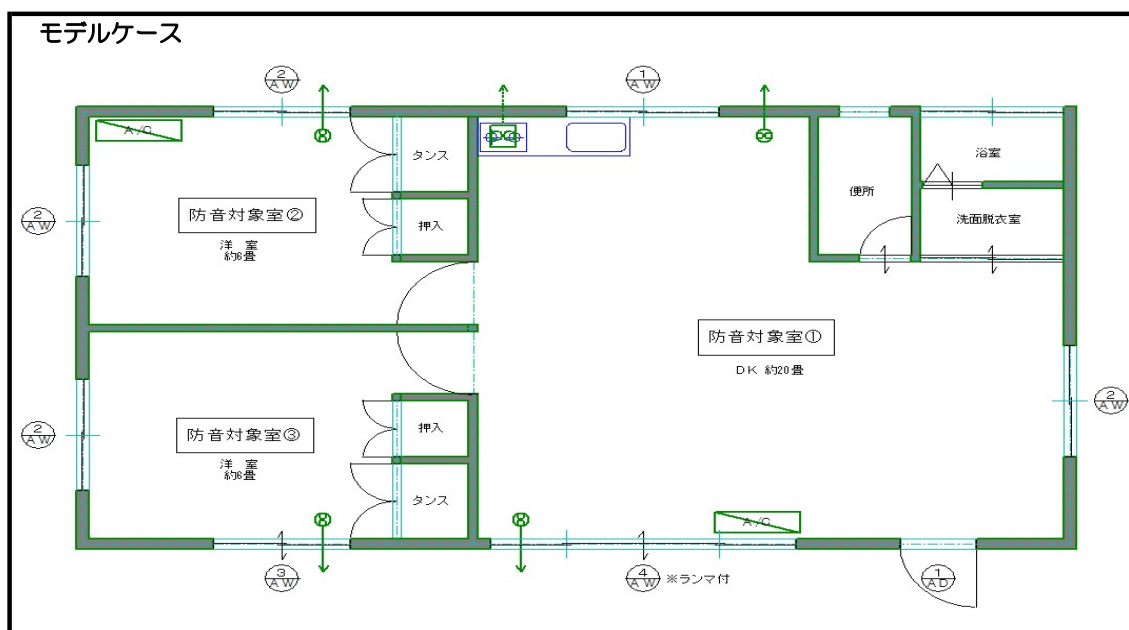
様式	1室工事	2室工事	3室工事	4室工事	5室工事
木造一般住宅	506,000	539,000	581,000	633,000	666,000
RC一般住宅	480,000	513,000	555,000	608,000	641,000

※ 集合住宅で複数戸を一括して設計する場合、設計費が低減されるため、上記金額とは異なります。

【工 事 費】 ※令和7度の額を記載しています。

(単位: 円)

様式	1室工事	2室工事	3室工事	4室工事	5室工事
木造一般住宅	2,068,500	2,793,000	4,032,000	4,462,500	5,145,000
RC一般住宅	1,701,000	2,299,500	3,265,500	3,538,500	4,063,500



—物件概要—

構造: 鉄筋コンクリート造(平屋建て) 居住人数: 3人

—工事概要—

◎防音工事室数: 3室

◎アルミサッシ数: 【掃出し・高窓】→7か所【玄関ドア】→1か所(区画された玄関の場合は補助対象外)

◎換気扇: 【レンジフード】→1か所【一般】→3か所

◎冷暖房機: 2台 ※スリーブ、コンセントなし

①防音サッシ工事 (内窓工法)

工事費内訳	金 額
工 事 金 額	約190万円
自己負担額	0円

②防音サッシ工事 (はつり工法)

工事費内訳	金 額
工 事 金 額	約260万円
自己負担額	0円

6 住宅防音工事 実施スケジュール (平成29年度～)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民相談												
「防音工事希望届」 の作成・提出				①								
「防音工事希望届」 の確認、希望者への連絡												
「防音工事補助申込書」 の作成・提出					②							
「防音工事補助認定通知書」 の通知												
「設計書等」の作成・提出 「設計書等」の審査							③					
補助額・自己負担額の按分												
「補助額及び自己負担額」 の通知												
「補助金交付申請書」 の作成・提出								④				
「補助金交付決定」 の通知												
「設計監理業者と契約」 「工事請負業者と契約」 「工事着手・完了」										⑤		
「工事実績書類」 の作成・提出										⑥		
「工事実績書類」の審査											⑦	
「補助金確定」の通知												
「請求書」の提出												⑧
「補助金の支払い」												

～申請者の皆様へ～

上記事業スケジュールの項目毎に以下のとおり期限がありますのでご確認ください。

- | | | |
|------------------------|------------------------|----------------------|
| ① 「防音工事希望届」の提出期限：6月末 | ② 「防音工事補助申込書」の提出期限：7月末 | ③ 「設計書等」の審査合格期限：9月末 |
| ④ 「補助金交付申請書」の提出期限：10月末 | ⑤ 「工事完了」の期限：12月末 | ⑥ 「工事実績書類」の提出期限：12月末 |
| ⑦ 「工事実績書類」の審査合格期限：1月末 | ⑧ 「請求書」の提出期限：2月末 | |

7 設計監理業者及び工事請負業者の選定

- 設計監理業者及び工事請負業者については、申請者であるみなさまにおいて本市の建設業者格付名簿に登録されている**市内の業者**を選定してください。設計監理及び工事各々の名簿一覧を那覇市ホームページに掲載します。以下のURLからご覧ください。

URL <https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/minbougyosya.html>

上記のURLでご覧出来ない場合は、次の手順でご確認ください。

那覇市役所公式HPトップ画面 → 検索キーワード欄に「住宅防音工事」と入力

→ 検索結果の「那覇空港周辺における住宅防音工事について」を選択

→ 事業案内画面が表示（画面下部の「設計監理業者及び工事請負業者一覧」ページ参照）

なお、これ以外の業者を選定する場合、事前に市長の承認が必要となります。

※ 業者の選定でお困りの方は、環境保全課までお問い合わせください。

- 補助事業の公正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、設計監理業者と工事請負業者は、それぞれ別の業者と契約を結んでいただくことになります。
- 設計監理委託、工事請負それぞれの契約に際しては、複数の業者から見積書を徴収したうえで、契約を締結してください。
- 契約締結に際しては、設計監理業者及び工事請負業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨、明記した契約書を作成してください。
- 各業者との契約は、工事の着手前までに行ってください。

2015年（平成27年）7月 第1版

2016年（平成29年）2月 第2版

2023年（令和5年）2月 第3版

住宅防音工事の相談・受付窓口

那覇市役所 環境部 環境保全課（本庁舎7階）

電話：098-951-3229

FAX：098-951-3230

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

ホームページアドレス <https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/kankyou/kougai/minbou.html>